
プロジェクト	実務対応 取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計上の取扱いについて
項目	第 437 回企業会計基準委員会及び第 131 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

I. 本資料の目的

1. 本資料は、第 437 回企業会計基準委員会(2020年7月13日開催)及び第 131 回実務対応専門委員会(2020年7月14日開催)で議論された、取締役等の報酬等として金銭の払込み等を要しないで株式の発行等をする場合における会計処理の事務局の分析について聞かれた意見をまとめたものである。

II. 分析について聞かれた意見

報酬費用の測定に用いる公正な評価単価の算定時点について

第 131 回実務対応専門委員会で聞かれた意見

2. ストック・オプションと事前交付型・事後交付型で算定時点が異なる理由として、ストック・オプションは企業と対象者の間で契約が締結されるとは限らないことと、このことを挙げているが、ストック・オプションも契約が締結されることのほうが多いのではないか。
3. 事前交付型・事後交付型いずれも契約日を付与日とすることに違和感はないが、ストック・オプション基準と同様に、会社法においても問題ないということが分かるようにしたほうがよいのではないか。
4. ストック・オプション基準と異なる取扱いとする場合に、今回の基準の対象とならない株式報酬の既存の実務に対して何か影響を与える可能性が生じないかが懸念される。
5. 付与日を契約日とすることは賛成だが、契約日とは契約を実質的に合意した日なのか、契約書上の日付なのか、より具体的な記載としたほうがよいと考える。
6. 付与日を契約日とすることにつき、ストック・オプション基準と同様の考え方に基づいたものであることを記載することがよいのではないか。

事前交付型（自己株式の処分）についての追加の分析について

第131回実務対応専門委員会で聞かれた意見

7. 案1（改訂）とする方向性に異論はないが、それぞれにデメリットがある中で案1（改訂）とするのであれば、案2との対比も含め、案1（改訂）が上回っているというような案1（改訂）とする理由を結論の背景に分かりやすく記載する必要がないかをご検討いただきたい。
8. 自己株式等適用指針第14項では自己株式を無償取得したときは自己株式の数のみの増加とされており、新株の発行の場合の没収はこれに従うこととされているが、自己株式の処分の没収のみ異なる会計処理を行うのであれば、他の自己株式の無償取得とどのように違うかを説明する必要があるのではないか。
9. 自己株式が交付されて議決権や配当請求権が株主に移転している事実と整合している点や、その他資本剰余金が必要以上に減額されたままとなることをが解消される点で、案1（改訂）のほうがよいのではないか。

実務対応報告の文案イメージ（本文）について

第437回企業会計基準委員会で聞かれた意見

10. 権利確定条件の達成といった場合に、実務では権利確定条件の全ての達成が求められるのではなく、部分達成や超過達成の場合に得られる株数が増減するという場合が実務上多いのではないかと考えられるため、そのような一部を達成した場合も想定して検討頂きたい。
11. サービスをその取得に応じて費用計上することとされているが、業績条件が付されている場合のサービス取得の考え方として、職務執行によって業績が向上するといった付加価値を受け取っているということもあり得え、取得するサービスが対象勤務期間において一様とならないこともあり得るが、その点につきどのように分析されているか。
12. 事前交付型で自己株式を無償で取得した場合に、交付時に減額した自己株式の帳簿価額のうち対応する金額を増加させることとしているが、自己株式等会計基準では取得した自己株式は取得原価をもって計上するとされており、この点との整合性はどのように分析されているか。
13. 事前交付型について、総論としての費用計上の方法等、共通の会計処理を記載した後で、新株の発行と自己株式の処分で異なる会計処理となるものを記載するという

ような方法が分かりやすいのではないか。

14. スtock・オプション会計基準を準用するという包括的な規定がある中で、それとは別に準用しているものと、準用するとせず、会計処理を直接記載しているものが混在しており、なぜそのようにしたのが直感的に分かりづらいため、結論の背景等においてその理由を記載したほうがよいのではないか。

第131回実務対応専門委員会で聞かれた意見

15. 本実務対応報告で対象となるのは取締役等であり、Stock・オプション会計基準で対象となる従業員等とは対象の範囲が異なるという点を結論の背景に記載したほうがよいのではないか。
16. 本実務対応報告の対象となる取引は会社法第202条の2による取引のみであり、類似した取引に本実務対応報告を準用することはできない旨の記載をしたほうがよいのではないか。
17. 契約といった場合に、契約書を伴うものという意味での契約か、より広い意味での契約かなど、どちらの意味での契約かを記載したほうがよいのではないか。
18. 権利確定日と対象勤務期間の考え方については、Stock・オプション基準やStock・オプション適用指針を参照するという方法が考えられるのではないか。
19. 権利確定条件を達成した日と譲渡制限が解除される日が同一でないケースにおいて、譲渡制限が解除されることが確定した日とはどちらを意図しているのか、また勤務期間と業績条件の期間が異なる場合に、報酬費用をどの期間で計上するかを明確にしたほうがよいのではないか。
20. Stock・オプション会計基準と同様に、権利確定条件は公正な評価単価の算定上では考慮しないとするのであれば、その旨を結論の背景に記載することがよいのではないか。
21. 公正な評価単価の算定にあたり、事後交付型において配当等を考慮して算定するか否かによって、IFRSとの間で差異が生じる可能性があるのではないか。
22. 事後交付型で報酬費用を計上する際の貸方項目につき、項目を新設するのではなく新株予約権を用いればよいのではないかという意見が聞かれる可能性もあるので、結論の背景に理由を記載することがよいのではないか。
23. 事後交付型の報酬費用を計上する際の貸方項目について「株式報酬仮勘定」としてはどうか。

24. 条件変更について、そもそも生じることが想定されるのかという点と、想定される場合にストック・オプション基準を参照するような記載とするか、具体的な記載とするかなどといった記載方法につき、ご検討いただきたい。

会計処理の設例について

第131回実務対応専門委員会で聞かれた意見

25. 権利確定条件として業績条件がある場合で、一定の業績を達成した場合のみ達成となるケースにおいて、実務でどのように失効等の見積数を算出しているのかを考慮し、どのような設例とするかを検討したほうがよいのではないかと。

以 上